



広報ひらかわに掲載した各種イベント・教室などは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合があります。中止・延期の情報につきましては、市ホームページで随時更新しますので、そちらをご覧ください。

QRコード



令和5年度奨学貸付金の受付について

募集

▶ 資格

次の①から③までの要件を満たす方が対象となります。

- ①市内に1年以上住所がある家庭の学生で、高等学校、短期大学（学校教育法に規定する専門学校を含む）、高等専門学校、大学・大学院に入学する方または在学している方
- ②生計を共にする方の事情により、奨学金の借入れがなければ入学や在学が困難な方
- ③次の制度を利用しない方
 - ・日本学生支援機構、青森県育英奨学会の奨学金制度全般
 - ・社会福祉協議会の教育支援資金制度
 - ・母子父子寡婦福祉資金の修学資金制度または就学支度資金制度

▶ 審査基準

品行、学業成績、家族構成や経済的状況を総合的に判断し決定します。

▶ 借入れができる額

	修学資金	入学支度金
公立高等学校	10,000円以内	100,000円以内
私立高等学校	15,000円以内	150,000円以内
短期大学 専修学校 高等専門学校	20,000円以内	200,000円以内
大学・大学院	30,000円以内	200,000円以内

※修学資金は月額です。

※葛川支所の所管区域に住所を有する方の高校修学資金は、公立私立を問わず15,000円以内です。

▶ 受付期限 3月30日(休)

▶ 申請書類配布場所

学校教育課（本庁舎4階23番窓口）

▶ 初回貸付時期 5月下旬予定

※初回の貸付には入学支度金を含む

▶ 利子・返済方法

無利子。滞納した場合には延滞金が発生します。返済は学校を卒業した年の翌年から10年間を限度とします。

☎ 学校教育課 教育振興係

食産業振興センター (食ラボひらかわ) 休館のお知らせ

お知らせ

蒸気等配管と蒸気ボイラーの改修工事のため、下記のとおり休館します。

▶ 休館期間

5月1日(月)～7月31日(月)

☎ 食産業振興センター

(食ラボひらかわ) ☎44-8815

介護サービスや 介護予防・生活支援サービス 事業を利用された方へ

お知らせ

「介護給付費通知書」には、「いつ」「どこで」「どんなサービスを」「どのくらい利用して」「いくら支払ったか」などが記載されているので、これまでに利用されたサービスの内容を確認することができます。

通知書は3月までに発送しますので、お手元に届いた際には内容をご確認いただき、もしご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。
※「介護給付費通知書」は支払いが必要となる通知書ではありません。

☎ 高齢介護課 介護保険係



国民健康保険高額療養費支給 申請手続き簡素化のお知らせ

お知らせ

これまで、高額療養費の支給を受けるには当該月ごとに申請が必要でしたが、令和5年1月診療分からは、「支給申請手続き簡素化」の手続きをすることで、次回以降の申請が不要となり

ます。手続きをされた方については、その後の高額療養費は支給決定後に自動振り込みとなりますので、簡素化の申請をお願いします。

▶ 対象世帯

- ①平川市国民健康保険に加入している世帯
- ②国民健康保険税の滞納がない世帯

▶ 申請方法

高額療養費対象世帯に、国民健康保険高額療養費支給申請手続き簡素化申請書を送付します。希望される世帯は申請書にご記入のうえ、提出ください。

▶ 必要なもの

- ①国民健康保険高額療養費支給申請手続き簡素化申請書
- ②世帯主名義の通帳の写し
※世帯主以外の通帳の場合、委任状欄への記載が必要です

▶ 提出先

税務課国保係（本庁舎2階4番窓口）または各総合支所

▶ 簡素化が停止となる場合

次に該当する場合は簡素化が停止となります。停止後に高額療養費の対象となった場合は、支給申請書が同封されたお知らせを送付します。

- ①世帯主や保険証の番号が変更となった場合
- ②国民健康保険税の滞納がある場合
- ③指定口座に振り込みができなくなった場合
- ④医療機関へ一部負担金の未払いが判明した場合
- ⑤申請内容に偽りその他不正があった場合

▶ 注意事項

- ①第三者行為または業務上の事故による傷病により診療を受けた場合は、ご連絡ください。
- ②審査などにより振り込みが遅れる場合があります。
- ③簡素化適用中は高額療養費申請のお知らせは送付されません。
- ④令和4年12月診療分以前の高額療養費については、簡素化の対象外となりますので、従来通り「国民健康保険高額療養費支給申請書」により申請してください。

☎ 税務課 国保係



行政・人権相談所を開設します

お知らせ

行政に関する苦情や意見などがある方、日常生活の中で困っていることや人権に関することでお悩みの方は、この機会に相談所をご利用ください。

▶日時

2月24日(金) 10:00～15:00

▶場所

平賀地域/本庁舎1階
ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
尾上地域/尾上総合支所会議室
碓ヶ関地域/碓ヶ関総合支所

問 市民課 市民係

高額医療・高額介護合算療養費制度

お知らせ

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間(毎年8月から翌年7月まで)に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

▶算定基準額

(令和3年8月～令和4年7月診療分)

国民健康保険70歳未満の方

所得区分		限度額
上位所得者	課税所得 901万円超	212万円
	課税所得 600万円超～901万円以下	141万円
一般所得者	課税所得 210万円超～600万円以下	67万円
	課税所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険70歳以上の方/後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般	課税所得 145万円未満など	56万円
低所得者II	世帯全員が住民税非課税	31万円
低所得者I	世帯全員が住民税非課税の方のうち世帯全員の各所得金額0円の方	19万円

▶支給申請について

・国民健康保険/後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、税務課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所へ申請してください。

・その他の医療保険に加入している方

高齢介護課介護保険係または尾上・碓ヶ関総合支所にて「自己負担額証明書」の交付を受けた後、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※医療保険者・介護保険者それぞれから支給されます。

▶申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- ・身分証明書(運転免許証など)
- ・通帳(国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳)

問 税務課 国保係

高齢介護課 介護保険係

令和4年分の申告・納付の期限などをお忘れなく!

お知らせ

令和4年分の申告・納付の期限などは、それぞれ次のとおりです。

▶申告・納付の期限

- ①申告所得税・復興特別所得税・贈与税
3月15日(水)
- ②消費税・地方消費税
3月31日(金)

▶振替納税による振替日

- ①申告所得税・復興特別所得税
4月24日(月)
- ②消費税・地方消費税
4月27日(木)

期限を過ぎて申告をすると振替納税や延納制度が利用できなくなるほか、加算税がかかる場合があります。

また、期限を過ぎて納付をしたり振替日に振替口座の残高不足などで振替

できなかった場合には、延納制度が利用できなくなるほか、延滞税がかかる場合があります。

【確定申告会場について】

確定申告会場(黒石税務署)の混雑緩和のため、会場への入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

問 黒石税務署 ☎52-4111 (代表)

自動車(種別割・環境性能割)の減免制度

お知らせ

次の方は申請により自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けることができます。

▶対象

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ②上記の方と生計を一にする方
※これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当する場合に限ります。

詳しくは中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)については、市の税務課にお問い合わせください。

問 中南地域県民局県税部

納税管理課 ☎32-4341 (直通)

スマートフォンアプリやパソコンで手軽に広報紙が読める!

アプリ



わが街事典



WEB



マイ広報紙

市区町村のニュースをもっと身近に

Web閲覧サービス



もしもの時に備え、 スポーツ安全保険に 加入しませんか？

募集

スポーツ安全保険とはスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動（4人以上の団体）を対象とした保険です。

▶対象となる事故

団体活動中、往復中の事故など
※自動車事故による賠償責任保険は適用外です。

▶補償内容

傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

▶加入受付期間

3月1日(水)～令和6年3月30日(土)

▶保険期間

4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

▶掛金 1人年額800円～11,000円

※年齢、活動内容により異なります。

▶申込方法

令和5年度から、Webでの加入申込みのみとなります。

(<http://www.sportsanzen.org>)

☎ 公益財団法人 スポーツ安全協会

固定電話（一部IP電話を除く）

☎0570-087109

携帯電話など

☎03-5510-0033

青森県スポーツ安全保険専用電話

☎017-718-1136



定例労働相談会

相談

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会の委員が相談に応じます。

▶開催日時

2月19日(日) 10:00～12:00

3月7日(火) 13:30～15:30

3月19日(日) 10:00～12:00

▶場所 青森県労働委員会

（東奥日報新町ビル4階）

▶対象 県内の労働者、事業主

▶相談料 無料

▶利用方法 随時受付(事前予約優先) 秘密厳守

定例相談会以外にも、随時相談を受け付けています。(事務局職員対応)

労働相談ダイヤル ☎0120-610-782

☎ 青森県労働委員会事務局

☎017-734-9832

解決の糸口を見つけに 行こう！

相談

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士が、お金や暮らしに関する悩みなどについて丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

▶日時 3月4日(土) 10:00～16:00

▶場所 弘前市民文化交流館 多世代交流室（ヒロコ3階）

▶対象

・お金の問題（多重債務問題など）

- ・遺産相続 ・不動産売買
- ・税金などの公共料金の滞納
- ・DV、離婚問題
- ・その他の暮らしに関する悩み事

▶料金 無料（ただし要事前予約）

▶申込み・團 信用生協 弘前事務所

☎0120-102-354



自衛官採用案内

募集

①予備自衛官補（一般）

▶資格 18歳以上34歳未満の方

▶受付期限 4月6日(木)

▶試験日 4月8日(土)～23日(日)のいずれか1日

②予備自衛官補（技能）

▶資格 18歳以上で採用要綱に記載された国家資格を有する方

▶受付期限 4月6日(木)

▶試験日 4月8日(土)～23日(日)のいずれか1日

③医科・歯科幹部

▶資格

医師・歯科医師の免許取得者

▶受付期限 6月8日(木)

▶試験日 6月23日(金)

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 自衛隊弘前地域事務所

（弘前市城東中央3丁目9-19）

☎27-3871

有料広告



内科・消化器内科

花田医院



平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医

日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っております。



有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303

FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター

〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270



児童の卒業メッセージがラジオで紹介されます

お知らせ

弘前市のコミュニティラジオ局「FMアップルウェーブ」で、小学校を卒業する6年生児童ひとりひとりが、将来の夢や小学校での思い出などを語る特別番組が放送されます。

この番組に、市内の小学校が参加し、卒業生や担任の先生、校長先生からの贈る言葉と、各学校の校歌が紹介されます。希望にみち溢れた子どもたちの声、そして懐かしの学び舎を思い出させる校歌を聴いてください。

【特別番組】

メモリアルグラデュエーション2023
～小学校卒業生のメッセージ～

▶日時 3月13日(月)～17日(金)
19:00～21:00

▶市内小学校放送日程
3月15日(水) 竹館小学校
3月16日(木) 小和森小学校

番組は3月13日(月)～17日(金)までの

5日間。19時から2時間の放送です。未来に羽ばたく子どもたちから元氣がもらえる2時間です。お楽しみに!

☎ FMアップルウェーブ
☎38-0788

平川市事業者物価等高騰対策緊急支援事業の申請期限が近づいています

お知らせ

▶補助対象経費

市内事業所の光熱水費、燃料費

▶補助率 10分の1 (上限あり)

▶対象業種 農業部門以外の全業種

▶申請方法 郵送のみ

▶郵送先

(株)エスプールグローバル弘前センター
〒036-8092 弘前市城東北3-10-1
さくら野百貨店弘前店1F

▶申請期限 2月28日(火)

※上限額や要件などの詳細は市のホームページをご覧ください。



☎ 商工観光課 ☎55-5732

(一社)平川市観光協会職員(事務局長職)を募集します

募集

- ▶募集職種 観光協会事務局長職
- ▶年齢 概ね50歳まで
- ▶雇用期間 令和5年4月1日から前職の関係で就任までに期間を要する場合は、相談に応じます。
- ▶就業時間 8:15～17:00 (7時間45分) 休憩60分
- ▶就業場所 平川市観光協会 (平川市猿賀石林94)
- ▶年間休日 108日 シフト制
- ▶給料(月額) 264,700円から
- ▶賞与 年2.5か月分
- ▶応募資格等 管理職や観光事業の経験がある方
- ▶選考方法 書類審査・面接試験
- ▶面接試験予定日 3月下旬 詳細は書類審査合格者に通知します。
- ▶申込方法 3月12日(日)までに履歴書、職務経歴書を観光協会へ持参するか、郵送(期限内必着)してください。
- ▶申込み・☎ 平川市観光協会 ☎40-2231

国民年金通信

学生のために国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります

「学生納付特例制度」とは、所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。マイナンバーカードを活用した電子申請についてはお問い合わせください。

対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生で、本人の前年所得が基準以下の方です。

<対象となる所得の目安>

128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除などで計算した額以下である場合

手続きに必要なもの

- 学生証または在学証明書(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)またはマイナンバーがわかるもの

☎ 弘前年金事務所 ☎27-1339 市民課 年金係

「納付」と「学生納付特例」と「未納」の違いは?

	老齢基礎年金		障害基礎年金、遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例を受けた場合の注意点

学生納付特例期間の年金は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

